

# 農地転用許可申請に必要な書類

1. 4条、5条許可申請書（押印コピー不可）
2. 事業計画書
3. 位置図（住宅地図等に申請地を明記）
4. 全部事項証明書（土地登記簿謄本）（申請日3ヶ月以内のもの）
  - ・住所が異なる場合—住民票、戸籍の附票
  - ・相続登記等が未了の場合—相続関係を証する書面
  - ・抵当権者の同意書
5. 切図又は法務局により作成の地図の写し（申請日3ヶ月以内のもの）
  - ・隣接地の地目、所有者、赤道、水路を記入
6. 計画平面図
  - ・建物、工作物の面積、位置
  - ・擁壁、法面—工法、勾配、法面保護
  - ・資材置場—資材等の種類、量
  - ・隣接地との位置関係
7. 取水、排水計画図（6.との併用可）
  - ・雨水—排水方法（溜枧、調整池等）、放流先
  - ・汚水—処理方法（合併浄化槽、集落排水等）、放流先
8. 横、縦断面図
  - ・切土、盛土高（現況線、計画線を記入）
  - ・建物、水路、隣接地等との高低差、位置関係
  - ・擁壁、法面—工法、勾配、法面保護
  - ・出入口の断面（道路法関連等）
9. 土地改良区の意見書
  - ・地元土地改良区⇒松江市土地改良区
10. 周辺農地の所有者、耕作者、水利権者等の同意書
11. 委任状
  - ・代理申請の場合
12. 他法令の許可、認可等を了する書面
  - ・農振除外、開発許可、国有財産法、道路法等
  - ・他法令により許可及び届出等が必要な場合は、関係部署（都市政策課・建築住宅課・土地対策課・道路課等）に手続きを行なってください。
13. 資金証明
  - ・預金残高証明書、融資証明書
  - ～法人申請時～
14. 法人登記簿謄本（申請日3ヶ月以内のもの）
  - ・法人の定款、寄付行為の謄本（本書と相違ない旨の押印）の提出を追加して依頼する場合があります。
  - ～一部転用時～
15. 求積図
  - ・一時転用時は省略可
  - ～一時転用時～
16. 「一時転用」農地への復元計画平面図、断面図

書類は全て  
1部  
必要です。